

名誉毀損罪に係る法律

刑法230条（名誉毀損）

- ① 公然と事実を適示し、人の名誉を毀損した者は、其の事実の有無に関らず、3年以下の懲役若しくは禁固又は50万円以下の罰金に処する。
- ② 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を適示する事によってした場合でなければ罰しない。

刑法230条の2（公共の利害に関する場合の特例）

- ① 前条第1項の行為が公共の利害に関する事実に係わり、且つ、其の目的が専ら公益を図る事にあつたと認める場合には、事実の真否を判断し、真実である事の証明があつたときは、此れを罰しない。
- ② 前項の規定の適用に付いては、控訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事實は、公共の利害に関する事実とみなす。
- ③ 前条第1項の行為が公務員または公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実である事の証明があつたときは、此れを罰しない。

刑法60条（勾留の期間・期間の更新）

- ① 裁判所は、被告が罪を犯した事を疑うに足りる相当な理由がある場合で、下に各号の1に当たる時は、此れを勾留する事が出来る。
 - 1、被告人が定まった住居を有しない時。
 - 2、被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
 - 3、被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある時。
- ② 勾留の期間は、公訴の提起があつた日から2箇月とする。特に継続の必要がある場合に於いては、具体的にその理由を付した決定で、1箇月ごとに此れを更新する事が出来る。但し、第89条第1号、第3号、第4号又は第6号に当たる場合を除いては、更新は1回に限るものとする。
- ③ 30万円(刑法、暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)及び経済関係罰則の整備に関する法律(昭和19年法律第4号)の罪以外の罪に付いては、当分の間、2万円)以下の罰金、拘留又は科料に当たる事件に付いては、被告人が定まった住居を有しない場合に限り、第一項の規定をけ起用する。

◎ 検察は刑法230条の2を無視して私たちを起訴た！